

口永良部島生物圏保存地域管理運営計画策定業務委託 プロポーザル用仕様書

1 業務の名称

口永良部島生物圏保存地域管理運営計画策定業務委託（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

生物圏保存地域（以下「BR」という。）は、ユネスコの自然科学セクターで実施される「人間と生物圏計画」の中心事業の一つであり、自然環境の保全と人間の営みが両立していると認められた地域である。

BRには、豊かな自然環境を守り、自然と調和した地域社会の持続的発展のために、自然環境の保全、調査・教育、地域の活性化を推進する計画（以下「管理運営計画」という。）を策定し、それらを推進することが求められる。

本業務は、平成28（2016）年3月にBRに拡張登録された口永良部島に係る管理運営計画を策定するものである。

3 計画期間

平成32（2020）年度 から 平成41（2029）年度 までの10年間

4 業務内容

委託する業務は以下に加え、公募型プロポーザル方式による審査会で審査を受ける者が企画・提案した内容を反映する。

（1）管理運営方針を決定するための情報整理

BRに関する国内外の情報を収集し、管理運営計画策定に必要なデータを整理する。

BRの機能（生物多様性の保全、学術的研究支援、経済と社会の発展）を達成するために、核心地域、緩衝地域及び移行地域ごとの現状及び課題を整理する。

（2）作業部会の運営支援

核心地域、緩衝地域及び移行地域ごとの作業部会を開催するにあたり必要となる資料の作成を行い、議事内容及び結果の取りまとめを行う。（作業部会ごとに2回実施予定）

（3）屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク推進協議会の運営支援

作業部会で協議した管理運営方針案を取りまとめ、中間報告書を作成し、協議会に提案する。次年度作成する管理運営計画に反映するため、議事内容及び結果を取りまとめる。

5 管理技術者

（1）管理技術者は、本業務に精通し、十分な経験と知識を有する者を配置する。

（2）本業務の管理技術者は、審査を受ける者が提出した口永良部島生物圏保存地域管理運営計画策定業務企画提案書に記載されている技術者でなければならない。

（3）管理技術者は原則として変更することができない。なお、病休、死亡、退職等やむを得ない事由が生じた場合は、屋久島町（以下「町」という。）と協議のうえ変更することができる。

6 業務計画書の作成

（1）受託者は契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、町に提出する。

（2）業務計画書には、次の事項を記載する。

ア 業務概要

イ 実施方針

ウ 業務行程

- エ 業務実施体制
- オ 打合せ計画
- カ 使用する主な資料等
- キ 緊急時を含む連絡体制
- ケ その他必要とするもの

(3) 受託者が業務計画書の内容を変更する場合は、あらかじめ理由を明らかにし、町と協議のうえ変更計画書を作成し、提出する。

7 成果品

(1) 打合せ記録簿・調査報告書・会議資料・議事内容記録簿	随時提出
(2) 口永良部島生物圏保存地域管理運営計画に係る中間報告書	契約期間終了時まで提出
(3) 中間報告書の電子媒体 (CD-ROM 等)	〃

8 業務委託料の支払

業務終了後、屋久島町の検査を受け合格した場合、請求書の受理後 20 日以内に支払うものとする。

9 成果物の帰属

本業務による成果品及び派生する権利等の所有については、町と受託者で別途協議する。

10 守秘義務

- (1) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本業務が完了した後も同様とする。
- (2) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を受託者の役員又は従業員であっても、本業務を履行するために知る必要のある者以外の者に漏えい又は開示してはならない。

11 その他

- (1) 受注者は、疑義が生じた時、又は本業務を適切に遂行するために必要に応じて担当者と打合せ・協議を行うものとする。その場合、受注者はその際の内容を記録し、書面により内容の確認をしなければならない。
- (2) 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする時は、書面によりあらかじめ発注者の承認を受けなければならない。
- (4) 企画提案書等、プロポーザル選考会に関する費用は受託者負担とする。
- (5) 問い合わせ先

〒891-4292

鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦 1593 番地

屋久島町役場宮之浦支所 環境政策課

自然環境係 内田、岩川、鹿島

電話 0997-42-0100 (内線 231)

E-Mail kankyo@town.yakushima.kagoshima.jp